

入院先病院の役割

退院後支援は、保健所を中心として、医療、福祉サービス等がネットワークを組んで、支援対象者等を支える取組です。

1 退院後生活環境相談担当者の選任

入院先病院は、措置入院者のために、措置入院者や家族等が退院後の生活環境に関する相談を容易に行えるように、その相談支援を担う者(退院後生活環境相談担当者)を選任する。

選任する際には、精神保健福祉士、保健師、看護師、准看護師、作業療法士、社会福祉士等、精神障害者に関する業務に従事した経験を有する者から選任する。

<退院後生活環境相談担当者の主な業務>

計画の作成等に当たり、病院での中心的役割を果たし、治療と生活支援の両面から、本人を主体とした権利擁護の視点に立って考える。

- ○入院時の業務
 - ・措置入院者や家族その他の支援者に対して、退院後生活環境相談担当者として選任されたことや役割の説明を行う。
 - ・入院時における入院診療計画の立案に参画し、適宜、措置入院者及び家族その他の支援者へ説明を行う。
- 〇計画に関する業務
 - ・症状が一定程度落ち着いた段階で、支援対象者に、入院中から、支援対象者及び家族その他の支援者とともに、 自治体等と連携して退院後の支援について検討を行う旨の説明を行う。
 - ・保健所が作成する計画が適切なものとなるよう、他の職種と協働して退院後支援のニーズに関するアセスメントを実施し、 保健所と協力して計画作成のために必要な情報収集、連絡調整を行う。
 - ・入院後早期から支援対象者との信頼関係の構築に努め、計画に関して支援対象者が意見を表明できるよう支援する。
 - ・支援対象者の退院後の生活を想定して、保健所と協力し、入院中から通院先医療機関、行政関係者、地域援助事業者等による 支援体制を形成していくための調整を行う。
 - 保健所が開催する会議への出席、院内の関係者への連絡調整を行う。
- 〇退院に向けた相談支援業務
 - ・支援対象者及び家族その他の支援者からの相談に応じる。
 - ・入院当初より、退院後の支援ニーズに関係する情報を積極的に把握する。
 - ・支援対象者及びその家族等と相談を行った場合には、当該相談内容について相談記録又は看護記録等に記録する。
 - ・退院に向けた相談支援を行うにあたっては、主治医の指導を受けるとともに、支援対象者の治療に関わる者との連携を図る。
 - ・支援対象者及び家族その他の支援者の意向を踏まえて、必要に応じた経済的支援制度の紹介及び申請等の支援、 退院後の障害福祉サービス、介護サービス等の紹介及び利用の申請支援等、各種社会資源を活用するための支援を行う。
- ○退院調整に関する業務
 - ・退院に向け、自治体や支援関係者と必要に応じて連絡調整を行うこと等により、地域生活への円滑な移行を図る。
 - ・他院に転院となる場合は、支援対象者の希望や意向を十分に確認しながら、転院先病院への情報提供、転院調整等を行う。

2 帰住先保健所との連絡調整

退院後生活環境相談担当者が中心となって、帰住先保健所との連絡調整や情報共有を行う。 具体的には、症状が一定程度落ち着いた段階の連絡、支援対象者の居住地が変わる、会議開催の調整など。

3 退院後支援のニーズに関するアセスメントの実施

- ○アセスメントは、退院後に必要な医療等の支援の内容を明らかにすることを目的とする。
- 〇必要な医療等の支援は本人が必要と考えているものと、アセスメントを実施する者から見て必要と考えられるものの両方を含む。
- ○支援対象者の治療に携わっている医療従事者(医師、退院後生活環境相談担当者、精神保健福祉士、看護師、薬剤師、 作業療法士、社会福祉士等)による協議を経て、アセスメントを実施する。
- ○医療面のほか生活課題や環境面にも配慮して支援ニーズをチェックし、支援ニーズの見逃しを防止する。
- ○不明の項目を少なくすることが大切である一方、何が不明かを明らかとすることも重要。

4 退院後支援のニーズに関するアセスメント・退院後支援に関する計画に係る意見書の提出

本人の症状が一定程度落ち着き、退院後支援のニーズをある程度評価できる段階で、直近のアセスメントの結果を踏まえ、 意見書を記載し、アセスメ ントとともに、帰住先保健所に提出すること。

5 会議への出席

- ○会議に出席し、支援対象者の病状や治療経過、アセスメントの結果、意見書等について説明する。
- 〇会議出席者は、主治医、退院後生活環境相談担当者、精神保健福祉士、看護師、作業療法士、臨床心理技術者等とする。

※診療報酬の対象

退院後支援に関して診療報酬の対象となるのは、措置入院者である。

- 〇精神科措置入院退院支援加算(退院時1回)
- 〇通院·在宅精神療法1-イ(計画で定めた支援期間中、療養の担当となった精神科医師が行った場合)
- 〇措置入院後継続支援加算(計画で定めた支援期間中、3月に1回)